

令和8年度 第3回 盛岡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月22日(月曜日) 午前10時00分から11時05分まで

2. 開催場所 盛岡市役所都南分庁舎 4階 大会議室

3. 出席農業委員 19名中 18名

1番 大崎 長市	2番 熊谷 佐市	3番 藤原 栄作
4番 下村 隆光	5番 鈴木 昭彦	6番 齊藤 英則
7番 高橋 志洋	9番 中村 久和	10番 才川 洋子
11番 石川 始	12番 藤川 治	13番 工藤 啓子
14番 藤澤 みどり	15番 吉田 晃	16番 岩崎 隆
17番 袴田 敦子	18番 嵯峨 忠志	19番 北田 晴男

4. 欠席農業委員 1名

8番 原 弥福

5. 事務局職員 9名

事務局長 小原 輝司	事務局長補佐 竹澤 伸也	
副主幹兼業務係長 吉田 久仁子	農地係長 伊五澤 正明	主任主査 太田 真
主任主査 小綿 久徳	主任 高橋 宏明	主任 佐々木 翔平
主事 鈴木 優杏		

6. 議事日程

日程第1	議事録署名人及び書記の指名
日程第2	報告事項
日程第3	議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
日程第4	議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
日程第5	議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
日程第6	議案第14号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見決定について
日程第7	議案第15号 相続税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について
日程第8	議案第16号 農業経営改善計画認定申請に対する意見決定について
日程第9	議案第17号 令和9年度盛岡市農業施策に対する意見・要望の取組について

7. 会議の概要

事務局

(小原 輝司 事務局長)

ただ今から令和8年度第3回盛岡市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員19名中18名の出席ですので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。なお8番 原 弥福 委員からは欠席届が提出されております。

(北 田 晴 男 会 長)

それでは北田晴男会長より、御挨拶をいただきます。

(挨拶)

事務局

(小 原 輝 司 事 務 局 長)

議長につきましては、盛岡市農業委員会会議規則第9条の規定により会長が務めることとなっておりますので、以後の進行は北田会長にお願いいたします。

(北田晴男会長、議長席に着席)

議 長

(北 田 晴 男 会 長)

それでは議事に入ります。本日の議事については、あらかじめ配付しております議事日程にしたがって進めますので、よろしくお願いいたします。

日程 第 1 議事録署名人及び書記の指名

議 長

(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第1 議事録署名人及び書記の指名ですが、盛岡市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、私の方から指名することに御異議ございませんか。

「(異議なし)の声あり」

議 長

(北 田 晴 男 会 長)

異議がないようですので議事録署名人には、議席番号5番 鈴木 昭彦 委員、6番 齊藤 英則 委員、書記には事務局 吉田 久仁子 副主幹兼業務係長、農地係 鈴木 優杏 主事 を指名します。

日程 第 2 報告事項

議 長

(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第2 報告事項 議案の審議に入る前に、事務局から報告事項と本日の提出議案総括の説明をお願いいたします。

事務局

(小 原 輝 司 事 務 局 長)

それでは事務局において、専決処分いたしました案件につきまして、御報告を申し上げますので、お手元にお配りしてあります報告事項についての資料と報告事項総括表を御覧願います。なお報告第9号から第14号につきましては、いずれも令和8年5月13日から令和8年6月12日までに届出があったものでございます。

最初に1ページから12ページ報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動の届出でございますが、件数16件、合計面積で208,474.35㎡でございます。事由は全て相続となっております。

次に13ページから14ページ報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてでございますが、件数で2件、合計面積で1,526㎡でございます。転用目的は一般個人住宅が2件となっております。

次に15ページから18ページ報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定

による農地転用の届出についてでございますが、件数で8件、合計面積で1,807.43㎡でございます。転用目的は一般個人住宅が6件、商業サービス施設が1件、その他施設1件となっております。

次に19ページから22ページ報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借合意解約の届出についてでございますが、件数で4件、合計面積で52,838㎡でございます。解約の理由は、全て耕作目的となっております。なお離作補償はありません。

次に23ページ報告第13号、盛岡市農地改良指導要綱第4の規定による農地改良届出についてでございますが、件数で1件、合計面積で1,148㎡でございます。内容は田から畑への改良となっております。

次に24ページ報告第14号、盛岡市農地改良指導要綱第8の規定による農地改良完了報告についてでございますが、件数で3件、合計面積で1,591㎡でございます。内容は全て田から畑への改良となっております。

次に報告第15号令和9年度農林関係税制改正に関する要望についてでございますが、資料は別綴りのものとなります。各地区調査会様から提出いただきました要望を集約後、各地区幹事長の皆様へ御確認いただきました内容を会長決裁の上、別紙のとおり令和8年6月5日に一般社団法人岩手県農業会議へ要望を提出いたしました。なお、本日お配りしております内容は県農業会議からの修正事項を反映したものとなっており、各地区幹事長の皆様に御確認いただきました内容から、要望5の要望理由・背景等につきまして、事務局の誤記を修正いたしました。また、要望5税目・関係条文に所得税の記載を追記させていただいております。ほか、資料1は各地区調査会様よりいただいた要望を一覧とした資料、資料2は暦年ごとの要望一覧でございます。資料1、2についても同様に、修正事項を反映したものとなっております。

次に本日の総会に御提案申し上げております農地法関連の議案の総括につきまして、御説明申し上げます。それでは提出議案総括表を御覧ください。まず農地法第3条に係るもの6件50,836.3㎡、農地法第4条に係るもの1件1,019㎡、農地法第5条に係るもの1件453㎡。地目別では田が5件5,790.3㎡、畑が3件46,518㎡。合わせまして8件52,308.3㎡となっております。以上よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
(北 田 晴 男 会長)

ただ今の事務局説明に質問、意見のある方は挙手の上、発言願います。
なお、発言の際は、議席番号と氏名をお願いします。ございませんか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会長)

なしということで、報告事項を終わらせていただきます。
ただ今から議案の審議に入ります。

日程 第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定
について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第3 議案第11号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する可否決定について」を上程いたします。

農地法第3条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、可否
の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1 中野・築川 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号1／中野・築川 地区調査会(15番：吉田 晃 委員)

中野・築川地区調査会は18日、全員揃って審議を行いました。東山一丁目●●
畑で面積が1,517㎡です。●●●●さんの畑を●●さんが購入するという案件で
す。18日の調査会開始前に、●●さんに直接お会いしに行ってきました。軽
トラック1台しか通れないようなところに畑がありまして、この農地は●●さ
んの家の隣ということで、自身も畑で野菜等を耕作しているということで、当
調査会としましては、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

番号2 見前 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号2／見前 地区調査会(12番：藤川 治 委員)

見前地区調査会は18日、全員で協議をいたしました。三本柳21地割の畑です。
●●●●さん所有の畑4,298㎡を●●さんが借りるという案件でございます。3
年前から●●さん所有のビニールハウスを●●さんが借りて、トマトとキュウ
リを栽培しておりました。今回は更に隣接する畑を借りて欲しいと申し出があ
り、●●さんもこれを承諾いたしました。地区調査会としては許可相当と判断
いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

番号3 巻堀 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号3／巻堀 地区調査会(7番：高橋 志洋 委員)

巻堀地区調査会は19日、3名で審議いたしました。玉山馬場字前田の3筆、
合計36,341㎡で●●●●さん所有の畑を、●●●●●さんが購入するというこ
とで、購入金額が面積に比べてかなり低いという話が出ましたが、場所が山の中
にある上に条件も悪いので、この値段でも良いのではないかということになり
ました。また今まで3筆とも●●●●●さんが作業をしており、そのまま引き
継ぐということなので、巻堀地区調査会としては許可相当と判断いたしました。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

番号4から6 渋民 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号4から6／渋民 地区調査会(16番：岩崎 隆 委員)

調査会は18日、4人で行いました。4から6番の案件は、全てが無償での移転となります。4番の案件は譲渡人と譲受人が親戚関係です。6番の案件は譲渡人の姉が譲受人の妻で、その譲受人の息子さんが営農するということです。いずれの案件も、譲受人の方々がこれまでも、しっかり耕作管理していることから、今後もしっかり耕作が見込めるということで、許可相当と判断いたしました。審議をお願いいたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の議案について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第11号は許可することに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第11号は、許可することと決定します。

日程 第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第4 議案第12号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

農地法第4条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、可否の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1 厨川 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号1／厨川 地区調査会(6番：齊藤 英則 委員)

厨川地区調査会は本件に関して18日、審議しました。●●●●さんは家の近くに田を所有しているのですが、耕作しておりません。家の北側に国道があり、●●●●の販売店があります。その職員の駐車場確保をするために、転用するということでございます。地区調査会としては可と判断いたしました。審議のほど、お願いします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の議案について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第12号は、可とすることに御異議
ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第12号は、可とすることと決定します。

日 程 第 5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定に
ついて

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第5 議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する可否決定について」を上程いたします。

農地法第5条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、可否
の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1 厨川 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号1/厨川 地区調査会(6番:齊藤 英則 委員)

先ほどの議案第12号の●●●●さんに関係する案件でございます。自動車販
売店の駐車場用地として、若干不足があったので近くの●●●●さんから買い
入れ、転用するということです。地区調査会としては何ら問題なく許可相当と
判断しましたので、審議のほどお願いします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の議案について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第13号は、可とすることに御異議
ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第13号は、可とすることと決定します。

日程 第 6 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見決定について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第 6 議案第14号 「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。

農用地利用集積等促進計画案が次のとおり提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 3 項の規定により、計画の作成について意見決定を求める。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に係る案件が 6 件含まれていることから、●番 ●●●●委員、●番 ●●●●委員の発言を停止します。●●委員、●●委員の退席をお願いします。

(●●●●委員、●●●●委員、退室)

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

事務局から説明をお願いします。

事務局
(伊五澤 正明 農地係長)

今月の農用地利用集積等促進計画案につきましては、議案書の 6 ページから 18 ページまで利用権設定の一括方式が 1 件、再配分が 142 件、所有権移転が 4 件となっております。

議案書の 6 ページは、所有者から岩手県農業公社へ農地を貸し付けることと、農地を借り受けた岩手県農業公社が認定農業者等の耕作者へ、利用権を設定することを一括で行う一括方式の案件となります。7 ページから 14 ページまでは公社から耕作者へ利用権が設定されていた農地について、公社と耕作者との利用権の解除に伴い、新たに別な耕作者へ利用権を設定する再配分の案件となります。議案書は今回の案件数が多いことから、議案の形と体裁を変えておりますことをお断りいたします。15 ページから 18 ページまでは所有権移転の案件で利用目的、売買価格、支払方法は議案書のとおりです。

本日の議案につきましては、岩手県農業公社が作成した促進計画について盛岡市長から意見を求められているもので、計画についての意見等がなければ県の告示を経て、本計画案に対する契約が正式に成立いたします。

説明は以上となりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の説明について、質問、意見はありませんか。

「(なし) の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第14号は、可とすることに御異議
ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第14号は、可とすることと決定します。

●番 ●●●●委員、●番 ●●●●委員の発言の停止を解除しますので、
入室をお願いします。

(●●●●委員、●●●●委員、入室)

日程 第7 相続税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行って
いる等の証明願に対する可否決定について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第7 議案第15号 「相続税の納税猶予の継続に関する引き続き
農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について」を上程いたし
ます。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経
営を引き続き行っていることの証明願が次のとおり提出されたので、可否の決
定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1 中野・築川 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号1／中野・築川 地区調査会(15番：吉田 晃 委員)

●●●さんは、私の家の近所で良く存じ上げている方です。30年近くリンゴ
畑を耕作しており、引き続き今後も経営するということです。何ら問題な
いと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

番号2 見前 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号2／見前 地区調査会(12番：藤川 治 委員)

申請者の●●●●●さんは、所有の田は全て●●●●●が管理しておりまし
て、畑は自家消費用の野菜を作るために使っているということで、確認がとれ
ました。許可相当と判断いたしましたので、審議のほどよろしく願いいたし
ます。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の報告について、質問、意見はありませんか。

「（なし）の声あり」

議 長
（北 田 晴 男 会 長）

質問、意見ともないようですので、議案第15号は可とすることに御異議ございませんでしょうか。

「（異議なし）の声あり」

議 長
（北 田 晴 男 会 長）

異議なしと認め、議案第15号は可と決定します。

日程 第 8 農業経営改善計画認定申請に対する意見決定について

議 長
（北 田 晴 男 会 長）

議事日程第 8 議案第16号 「農業経営改善計画認定申請に対する意見決定について」を上程いたします。

農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づき、盛岡市長に提出された認定申請について、意見を求める。

事務局から説明をお願いします。

事務局
（吉 田 久 仁 子 副主幹兼
業務係
長）

議案第16号について、御説明いたします。お手元の資料の農業経営改善計画認定申請書にございますとおり、盛岡・都南地域で再認定申請案件が7件、玉山地域で再認定申請案件が3件、新規認定申請案件が2件となっております。合計12件の農業経営改善計画書の認定について、盛岡市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。本日、計画書の内容を御審議いただき、頂戴した御意見を農業委員会の意見として盛岡市長に回答するものでございます。

審議に先立ちまして、市内の認定農業者の状況及び今回意見を求められている農業経営改善計画書の内容について、盛岡市農林部農政課及び玉山総合事務所産業振興課の職員から説明を受けることとし、その発言を許可していただくよう、議長をお願いいたします。

なお本日お渡ししております、農業経営改善計画資料につきましては個人情報との関係から、総会終了後回収させていただきますので、御協力をお願い申し上げます。

議 長
（北 田 晴 男 会 長）

農政課、産業振興課職員の出席を許可します。

（農政課及び産業振興課職員、入室）

議 長
（北 田 晴 男 会 長）

農政課、産業振興課職員の発言を許可しますので、盛岡市の認定農業者の状況について、説明をお願いします。

農政課
(高橋遼平主任)

農政課職員から認定農業者の状況についての説明を行った。

議長
(北田晴男会長)

認定農業者の状況についての説明が終わりましたので、これより申請案件に入ります。

それでは盛岡・都南地域の再認定申請案件7件について、説明をお願いします。

農政課
(高橋遼平主任)

農政課職員から資料に基づき説明した。

議長
(北田晴男会長)

続きまして、玉山地域の再認定申請案件3件、新規認定申請案件2件について、説明をお願いします。

産業振興課
(武藤敬佑主事)

産業振興課職員から資料に基づき説明した。

議長
(北田晴男会長)

説明が終わりました。質問、意見がございましたら、発言をお願いいたします。どなたかございませんか。

「(なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

質問、意見ともないようですので、再認定申請案件10件、新規認定申請案件2件について、計画書の認定に同意することと決定してよろしいでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

異議なしと認め、議案第16号は提案どおり決定します。

(農政課及び産業振興課職員、退室)

日程第9 令和9年度盛岡市農業施策に対する意見・要望の取組について

議長
(北田晴男会長)

議事日程第9 議案第17号 「令和9年度盛岡市農業施策に対する意見・要望の取組について」を上程いたします。

令和9年度盛岡市農業施策に対する意見・要望の取組については、別紙のとおりとする。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(吉田 久仁子 副主幹兼業務係長)

令和9年度盛岡市農業施策に対する意見・要望について、資料に基づき説明した。

議長

(北田 晴 男 会長)

説明が終わりました。皆様方から質問、意見ございますでしょうか。

「(なし)の声あり」

議長

(北田 晴 男 会長)

質問、意見ともないようですので、議案第17号は原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議長

(北田 晴 男 会長)

異議なしと認め、議案第17号は原案どおり決定します。
以上をもちまして、議事にかかる全ての審議を終了しました。
令和8年度第3回盛岡市農業委員会総会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

閉会 11:05 終了

(北田晴男会長、議長席より退席。)

この議事録は事務局 副主幹兼業務係長 吉田 久仁子、主事 鈴木優杏 が記録した。

盛岡市農業委員会会議規則第34条の規定により、ここに署名する。

会 長

北田 晴男

議事録署名人(5番)

鈴木 昭彦

議事録署名人(6番)

齊藤 英則

